平成２９年（フ）第１２７９号
東京都台東区松が谷４丁目21－１－406
債務者　鈴木　健司
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２８０号
東京都大田区中央３丁目20―10―102
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２８３号
東京都北区岩淵町38―29―701　ル・リオン赤羽Ⅲ
債務者　川崎　智美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２９２号
東京都西東京市栄町２丁目３－２
債務者　小松みどり
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２９３号
東京都北区桐ケ丘２丁目８番Ｎ28―404
債務者　渡邉美津枝
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１０号
東京都大田区東嶺町33―４―201
債務者　本郷テツ子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１１号
東京都足立区竹の塚１丁目32―１―２Ｆ
債務者　大垣加津子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１３号
東京都豊島区長崎３丁目20―11―201
債務者　平田　智子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１４号
東京都足立区西新井７丁目11―８―1303
債務者　小林　智美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１５号
東京都北区東十条５丁目16―９―201
債務者　須賀　丈一
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１６号
東京都稲城市坂浜405　和田荘西棟２－４
債務者　高橋奈津美
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３１７号
東京都町田市木曽東１丁目49―20―203
債務者　泉谷　大輔
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２１号
東京都板橋区成増１丁目28―13―402
債務者　森川ひとみ
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２２号
東京都町田市図師町1404―１　ベルグランデＡ―101
債務者　横山恵梨香（旧姓鎌田・秋庭）
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２３号
東京都江戸川区東葛西２丁目25―４―102
債務者　安部　英樹
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２４号
東京都江戸川区東葛西２丁目16―６―202
債務者　野元　玲央
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部